物　　件　　明　　細

物件番号	所在地（路線名）	交通機関	最低利用料〔最低使用料+最低占用料〕（年額）	使用期間（最長）及び占用期間
2	吹田市春日一丁目67番1の一部外（国道423号 春日高架橋下）	北大阪急行　緑地公園駅 北 約 500m	3,992,110円/年	５年

土地の概要

面　積	使用許可及び占用許可対象面積	1,413.56 ㎡	使用許可対象面積	456.24 ㎡	
			占用許可対象面積	957.32 ㎡	
接面道路の状況	東側：国道・幅員約10m・舗装 有・高低差 無・南行き一方通行 西側：国道・幅員約8m・舗装 有・高低差 無・北行き一方通行				
法令に基づく制限 都市計画法	市街化区域内				
	用途地域	近隣商業地域			
	地域地区	準防火地区			
	建ぺい率	80%	容積率	300%	
法令に基づく制限 その他の法令等	・道路法（一般国道423号区域内） ・都市計画法(都市計画道路 御堂筋線区域内) ・消防法 ・鉄道事業法（北大阪急行電鉄南北線運行区域内）				
その他条件	・火気厳禁				

供給処理施設の状況 区分	配管等の状況 対象地周辺	配管等の状況 対象地内	照会先及び電話番号
公営水道	本管有	引込管無	吹田市水道部 工務室 給水相談グループ 06-6384-1258
電気	配電線有	引込線無	関西電力送配電株式会社コンタクトセンター 0800-777-3081
都市ガス	本管有	引込管無	大阪ガスネットワーク株式会社 06-6202-2141（代）
公共下水道	本管有	引込管無	吹田市下水道部 管路保全室 管理担当 06-6384-2068

特記事項

1　平面駐車場（コインパーキングを含む。）としての利用に限定しております。対象地は、国道423号の道路高架下と北大阪急行電鉄株式会社の鉄道の高架下となります。道路高架下用地につきましては、「大阪府道路占用許可基準：高架の道路の路面下に設ける施設」をご確認ください。
　運行している鉄道の高架下用地を使用するにあたり、北大阪急行電鉄株式会社からの使用条件を厳守することが必要となりますので、「重要特記事項【都市計画道路御堂筋線鉄道用地１～12】」をご確認ください。

2　道路高架下用地の占用期間は、令和８年４月１日から令和13年３月31日までとします。また、鉄道の高架下用地の使用期間は、令和８年４月１日から令和９年３月31日までとし、公用・公共用として使用の必要性や使用状況を勘案して支障がないと大阪府が判断する場合に限り、使用者の求めに応じ、令和８年４月１日より５年を限度として毎年度更新許可を行います。

3　対象地への車両等の出入りについては、大阪府茨木土木事務所及び大阪府吹田警察署と協議し事前承認を得てください。
　アスファルト舗装等の施設又は工作物の撤去、形状変更等については、大阪府茨木土木事務所と協議してください。また、車両等の衝突により橋脚に損傷が発生しないよう、適切な場所に保護柵等を設置してください。なお、それらの整備等に要する費用は全て使用者・占用者の負担となります。
（お問い合わせ先）
　大阪府茨木土木事務所　管理課　　電話 072-627-1121（代）
　大阪府吹田警察署　交通課　　電話 06-6385-1234（代）

4　対象地にある架空構造物の地上からの高さは、最も低い箇所で約2.5mとなります。

5　対象地には様々なマンホールが設置されており、これらの施設の関係者が立ち入ることがあります。マンホール上には物件を置かないようにし、さらに上記の者による実地調査等で対象地にある施設が支障となる場合は、施設の撤去又は移動をお願いします。なお、撤去又は移動に必要な費用等については、使用者・占用者の負担となります。

6　排水が生じる利用をする場合は、道路及び既設集水桝等へは流さないでください。排水の処理については、吹田市と協議してください。
（お問い合わせ先）
　吹田市下水道部　管路保全室　　電話 06-6384-2068

（裏面へつづく）

特 記 事 項

7　対象地へ電力等を供給する際、道路を跨いだ架線での供給は出来ません。地中から供給してください。工事については大阪府茨木土木事務所及び供給処理施設機関と協議してください。また、大阪府吹田警察署と協議し事前承認を得てください。
（お問い合わせ先）
大阪府茨木土木事務所　管理課　　電話 072-627-1121(代)
大阪府吹田警察署　交通課　　電話 06-6385-1234(代)

8　電気の引込みについては、大阪府茨木土木事務所及び関西電力送配電株式会社と協議してください。また、電気の引込みに伴う協議及び費用等は、全て使用者・占用者の負担となります。
（お問い合わせ先）
大阪府茨木土木事務所　管理課　　電話 072-627-1121(代)
関西電力送配電株式会社コンタクトセンター　　電話 0800-777-3081

9　対象地の実地調査等を行うため、大阪府職員又は大阪府の受注業者が対象地に立ち入ることがあります。また、上記の者による実地調査等で対象地にある施設が支障となる場合は、施設の撤去又は移動をお願いします。なお、撤去又は移動に必要な費用等は、全て使用者・占用者の負担となります。

10　橋梁などの管理施設は定期的に点検を実施しており、その結果により補修が必要となる場合があります。また、緊急時には点検や補修を実施することがあります。ついては、点検や補修工事において、一定の期間、使用及び占用不可となる箇所が生じることになりますが、その使用料及び占用料や補償などを大阪府において負担することはできませんので、あらかじめご了承ください。なお、点検及び補修工事等の際には、使用許可及び占用許可条件に基づき、現地にある物の撤去や移動をしていただくことがあります。その際に発生する費用等については、使用者・占用者の負担となります。橋梁周辺等の利用にあたっては、大阪府茨木土木事務所と協議してください。

11　対象地は、過去の公募により落札された現使用者・占用者がいます。現使用期間及び占用期間は最長で令和8年3月31日までとなっておりますので、本公募による使用開始日及び占用開始日は令和8年4月1日からとなります。また、現地に設置されている施設の一部は、現使用者・占用者の所有施設ですので、それらの施設を継続して使用される場合は、使用開始日及び占用開始日までにあらかじめ現使用者・占用者と譲渡等の協議を行ってください。なお、大阪府は現使用者・占用者と本公募により決定された使用者・占用者との譲渡契約等には一切関与しません。

12　高架下は、天井から水滴が落ちることがあります。また、場所により橋梁から石灰水の落下があります。本府はその責めを負いませんので、あらかじめご了承ください。

13　対象地の上にある高架橋及び橋脚付近にハトなどの野鳥が飛来し、これらの糞が対象地に落下することがありますので、あらかじめご了承ください。

14　土地利用に関する隣接土地所有者、近隣住民及び関係機関等との調整は、全て使用者・占用者において行ってください。

15　対象地外の府所有地（管理フェンスの周辺など）の損傷等について、対象地の使用及び占用に起因する場合、使用者・占用者に復旧を求めることがあります。

16　使用許可及び占用許可申請時に物件明細の特記事項及び重要特記事項について、誠意をもって履行する旨の誓約書を大阪府茨木土木事務所長宛てに提出してください。

重要特記事項【都市計画道路御堂筋線鉄道用地】

1　対象地上を高架で、北大阪急行電鉄南北線の鉄道が運行しておりますので、工事等の行為を行う場合は北大阪急行電鉄株式会社と協議してください。

（お問い合わせ先）

北大阪急行電鉄株式会社 鉄道事業部 施設課　電話 06-6865-0666

2　鉄道施設への損害防止や用地の管理については、使用者・占用者が責任をもって管理してください。

3　鉄道高架下用地での火気の使用や易燃性若しくは爆発性又は悪臭、騒音等を発する物件の保管、又は設置を禁止しています。

4　何らかの原因で鉄道施設への損害を与えたときは、使用者・占用者の費用をもって完全修復していただきます。

5　鉄道高架下用地内の北大阪急行電鉄の排水設備の管理は、使用者・占用者の責任において良好な管理を行い、機能を損なわないようにしてください。

6　鉄道施設からの雨水や鳥糞等の落下や浸透若しくは鉄道の振動・騒音等により、鉄道高架下用地の利用者に支障や損害を与えたとしても、北大阪急行電鉄は責任を負いません。防止措置や防護施設設置に伴う費用等については、全て使用者・占用者の負担となります。

7　鉄道施設が災害その他不可抗力によって破損し、駐車場利用者に支障や損害を及ぼしたとしても、北大阪急行電鉄は責任を負いません。使用者・占用者で対応をお願いします。

8　鉄道施設の点検検査または修繕や改修工事等のため、北大阪急行電鉄職員または指名業者が鉄道高架下用地に立ち入ることがあります。また、工事等の目的達成のために使用者・占用者は無償協力することとなりますので、あらかじめご了承ください。

9　鉄道高架下用地の使用者・占用者は、鉄道用地で発生した事故や、その他緊急事態を発見した場合は、北大阪急行電鉄に速やかに情報提供を行ってください。
(お問い合わせ先)
北大阪急行電鉄株式会社　鉄道事業部　施設課　電話06-6865-0666

10　使用者・占用者は、情報連絡体制表を作成し、大阪府茨木土木事務所及び北大阪急行電鉄に提出してください。

11　使用者・占用者は情報連絡体制表に基づき、鉄道施設に異常があれば大阪府茨木土木事務所及び北大阪急行電鉄に、即時に連絡をして下さい。
平面的な除草やゴミの不法投棄を使用者・占用者が除去対応するだけでなく、鉄道施設も含め目視で定期的に使用地及び占用地全体のパトロールを週一回は行い、大阪府茨木土木事務所に報告してください。

12　対象地において、電気自動車を充電するための一般用非接触電力伝送装置及び電気自動車用非接触電力伝送装置の設置及び使用は出来ません。
(様々な名称がありますが、ワイヤレス電力送信システムや、EV非接触充電システム等です。)

（1）位置図 (物件番号：第2号)

出典：国土地理院ウェブサイト

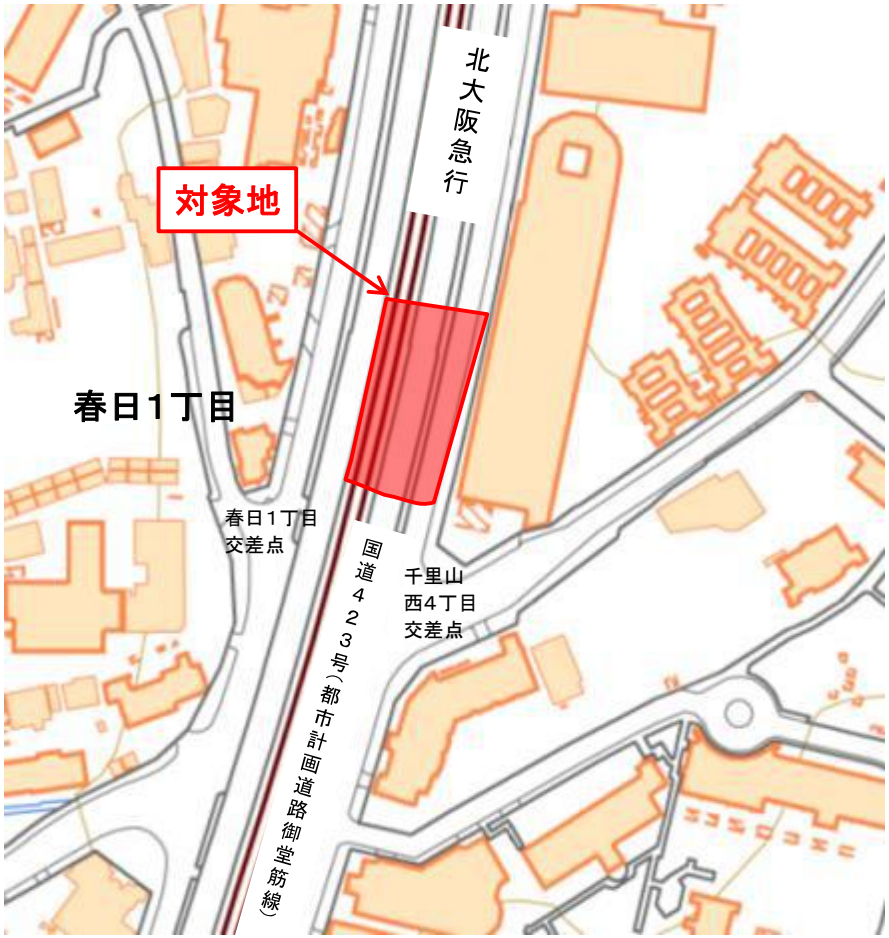

出典：国土地理院ウェブサイト

（2）平面図・丈量図 （物件番号：第2号）

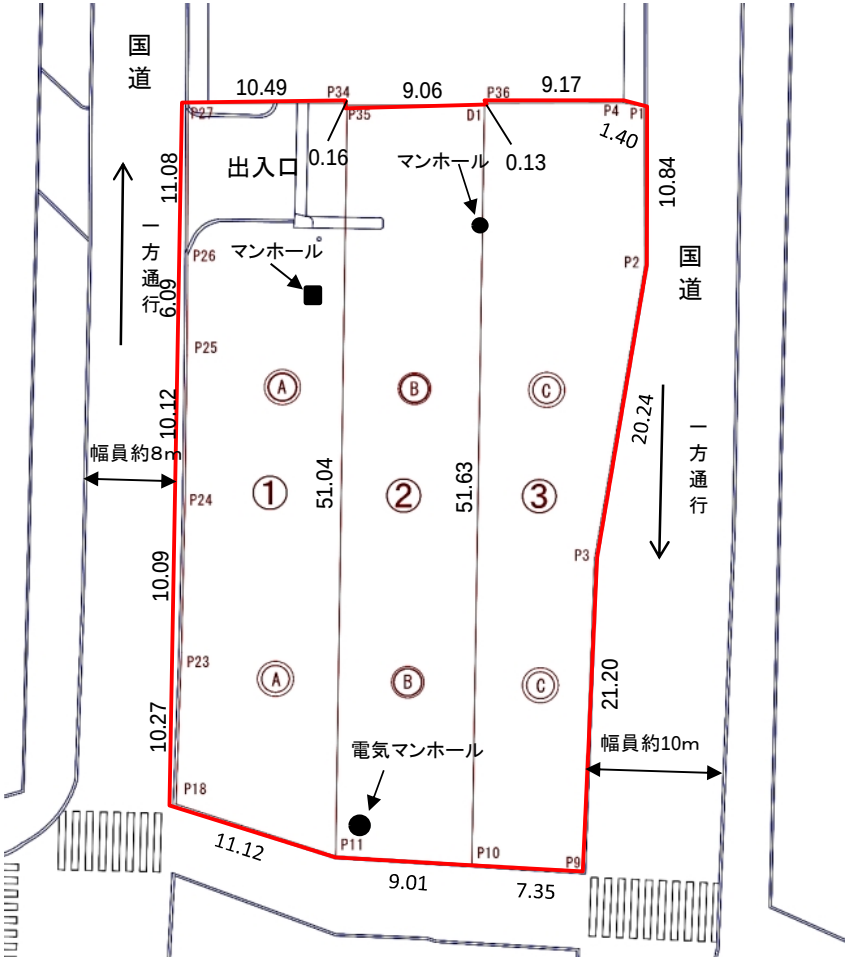

測点名	座標値 X	座標値 Y	面積計算	
P18	61.205	69.865	①倍面積	1028.1436910
P23	71.478	70.227	①面積	514.07㎡
P24	81.575	70.458	控除A	
P25	91.697	70.598	2.4×2.4×3.14÷4×２＝9.04㎡	
P26	97.790	70.629	①面積（控除後）	
P27	108.870	70.679		505.03㎡
P34	108.865	81.172		
P35	108.703	81.172		
P11	57.661	80.406		

測点名	座標値 X	座標値 Y	面積計算	
P35	108.703	81.172	②倍面積	927.6718220
P11	57.661	80.406	②面積	463.83㎡
P10	57.102	89.402	控除B	
D1	108.734	90.238	2.2×2.2×3.14÷4×２＝7.59㎡	
			②面積（控除後）	
				456.24㎡

測点名	座標値 X	座標値 Y	面積計算	
P36	108.872	90.245	③倍面積	922.6642530
D1	108.734	90.238	③面積	461.33㎡
P10	57.102	89.402	控除C	
P9	56.625	96.744	2.4×2.4×3.14÷4×２＝9.04㎡	
P3	77.814	97.496	③面積（控除後）	
P2	97.783	100.817		452.29㎡
P1	108.631	100.804		

使用許可対象面積： 456.24 m2

占用許可対象面積： 505.03＋452.29 ＝ 957.32 m2

図面名	貸付平面図・丈量図
作成年月日	平成30年８月24日
事業者名	大阪府